

令和元・2年度
大館市入札参加資格審査申請に関する留意事項について
【令和2年度追加受付】

大館市契約検査課

令和元・2年度大館市入札参加資格審査申請（令和2年度追加受付）に当たっては、次の事項に十分ご留意くださるようお願いいたします。

業者登録申請全般に関する留意事項

申請の手引 P 7

1. 追加受付の対象は、大館市内業者（大館市内に営業所を有する法人又は個人）に限ります。

業務種別により、「市内業者」の範囲が異なります。

業務種別	市内業者の範囲
建設工事	大館市内に主たる営業所を有するかた
測量及び建設コンサルタント等業務	
物品調達	大館市内に主たる営業所又は従たる営業所を有するかた
役務提供	

2. **必ず大館市指定の様式を使用**してください。国や他の自治体の様式を使用している場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。
3. 様式類は契約検査課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、契約検査課窓口でも配付しています。

「建設工事」の登録に関する留意事項

申請の手引 P 3

1. 各登録項目（工事種別）の登録要件について
 - (1) 経営事項審査の総合評定値が500未満（舗装工事の場合は600未満）の工事種別については、登録できません。
 - (2) 経営事項審査の総合評定値通知書において、2年平均又は3年平均の完成工事

高が「0（無）」である工事種別については、登録できません。

2. 「建設工事」に登録されるかたは、「役務提供」の項目「小規模修繕等」には登録できません。（「小規模修繕等」は、建設工事業者として登録できないかたのための登録項目です。）

3. 「建設工事」については、新規登録に限り受け付けます。

※すでに建設工事業者として登録されているかたが、登録項目を追加することはできません。

「測量及び建設コンサルタント等業務」の登録に関する留意事項

各登録項目の登録要件は、次のとおりとします。

測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第55条に基づく登録を受けていること (必須)
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条に基づく登録を受けていること (任意)
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく登録を受けていること (必須)
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条に基づく登録を受けていること (必須)
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条に基づく登録を受けていること (任意)

「役務提供」の登録に関する留意事項

「役務提供」の項目「小規模修繕等」に登録されるかたは、「建設工事」には登録できません。

「物品調達」の登録に関する留意事項

132種類の登録項目がありますので、内容を充分確認のうえ登録してください。